

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2696号)

令和3年12月22日

横情審答申第2696号

令和3年12月22日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和2年1月22日緑こ第2785号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「特定年度相談等個人記録簿のうち、請求者本人に係る記録部分（特定年
月日分）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定年度相談等個人記録簿のうち、請求者本人に係る記録部分（特定年月日分）」の保有個人情報を一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「特定年月日、特定小学校A校長（当時）が、緑区子ども家庭支援課、子ども家庭支援相談担当者に報告した内容、報告した文書、聞き取りしたメモ、報告書等、内容のわかる物、記録されている全ての物」の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和元年10月3日付で行った「特定年度相談等個人記録簿のうち、請求者本人に係る記録部分（特定年月日分）」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件処分において非開示とした部分は本人開示請求者以外の続柄であり、当該部分は本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、非開示とした。

また、本件本人開示請求では、法定代理人が子を代理して個人情報本人開示請求を行っていることから、本件処分における「本人開示請求者」は、代理人の子となる。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件処分は、審査請求人がB教諭に暴力を受けた事実関係及び経過を正確に把握

できなくするものである。

- (3) 本件保有個人情報には審査請求人に係る内容で、審査請求人代理人は審査請求人の保護者であり、審査請求人と同等の権利を有することから、一部開示とする理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っている。
- (4) A校長は横浜市緑区福祉保健センターこども家庭支援課（以下「緑区こども家庭支援課」という。）に報告する際に、個人名は出さずに報告したと審査請求人代理人に対して説明したが、本件保有個人情報の内容は個人を特定するものであり、A校長の説明と異なっているため、正確な事実関係を把握する必要がある。
- (5) 事実関係の詳細な把握は、審査請求人の人権に関わる重要な内容であるため、全部開示が必要である。

5 審査会の判断

(1) 子ども・家庭支援相談事業に係る事務について

横浜市では、子ども・家庭支援相談事業実施要綱（平成9年9月19日衛健第309号）に基づき、保健・教育・福祉の連携により、乳幼児期から学童期・思春期まで（原則として0歳から18歳）の子どもと養育者を対象に総合的な子育て支援を行なうことを目的に子ども・家庭支援相談事業を実施しており、その事業内容は、子どもと養育者に対する相談、関係機関等との連絡・調整、子育て支援に関する情報の収集・提供等である。

子ども・家庭支援相談事業実施要領（平成9年9月26日衛健第405号）第2条において、子ども・家庭支援相談事業の実施の所管は各区の福祉保健センターこども家庭支援課と規定されている。各区には子ども・家庭支援相談事業における従事者として、保健師、教育相談員、学校カウンセラー及び保育士が配置され、幅広い年齢層の相談に応じている。

また、子ども・家庭支援相談事業では、子どもと養育者に対する相談以外に関係機関等との連絡・調整として学校教職員等からの電話・面接相談等にも対応している。

(2) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、緑区こども家庭支援課の教育相談員が学校教職員等から受けた電話・面接相談等の内容を記録した文書のうち、審査請求人の記録に係る部分である。本件保有個人情報には、審査請求人が学校でB教諭から暴力をふるわれたことを審査請求人以外の者が横浜市教育委員会事務局北部学校教育事務所

に訴えたことに関し、A校長が教育相談員に相談した内容が記録されている。

イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、続柄を示す語（以下「本件非開示部分」という。）を条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。

(3) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 当審査会が見分したところ、本件非開示部分には、教育委員会事務局北部学校教育事務所に訴えた者が誰であるかが容易に識別できる情報が記載されていた。したがって、当該部分は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文に該当する。また、本件非開示部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を条例第22条第3号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 西川佳代

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 2 年 1 月 2 2 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 2 年 2 月 2 0 日 (第 2 5 6 回 第 三 部 会) 令 和 2 年 2 月 2 5 日 (第 3 3 6 回 第 一 部 会) 令 和 2 年 2 月 2 8 日 (第 3 7 5 回 第 二 部 会)	・ 諮問の報告
令 和 2 年 3 月 4 日	・ 審査請求人から意見書を受理
令 和 2 年 3 月 1 1 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令 和 3 年 3 月 1 0 日 (第 3 9 4 回 第 二 部 会)	・ 審議
令 和 3 年 3 月 2 4 日 (第 3 9 5 回 第 二 部 会)	・ 審議
令 和 3 年 4 月 1 4 日 (第 3 9 6 回 第 二 部 会)	・ 審議
令 和 3 年 9 月 2 2 日 (第 4 0 5 回 第 二 部 会)	・ 審議